

県営住宅募集についてのお問い合わせ先

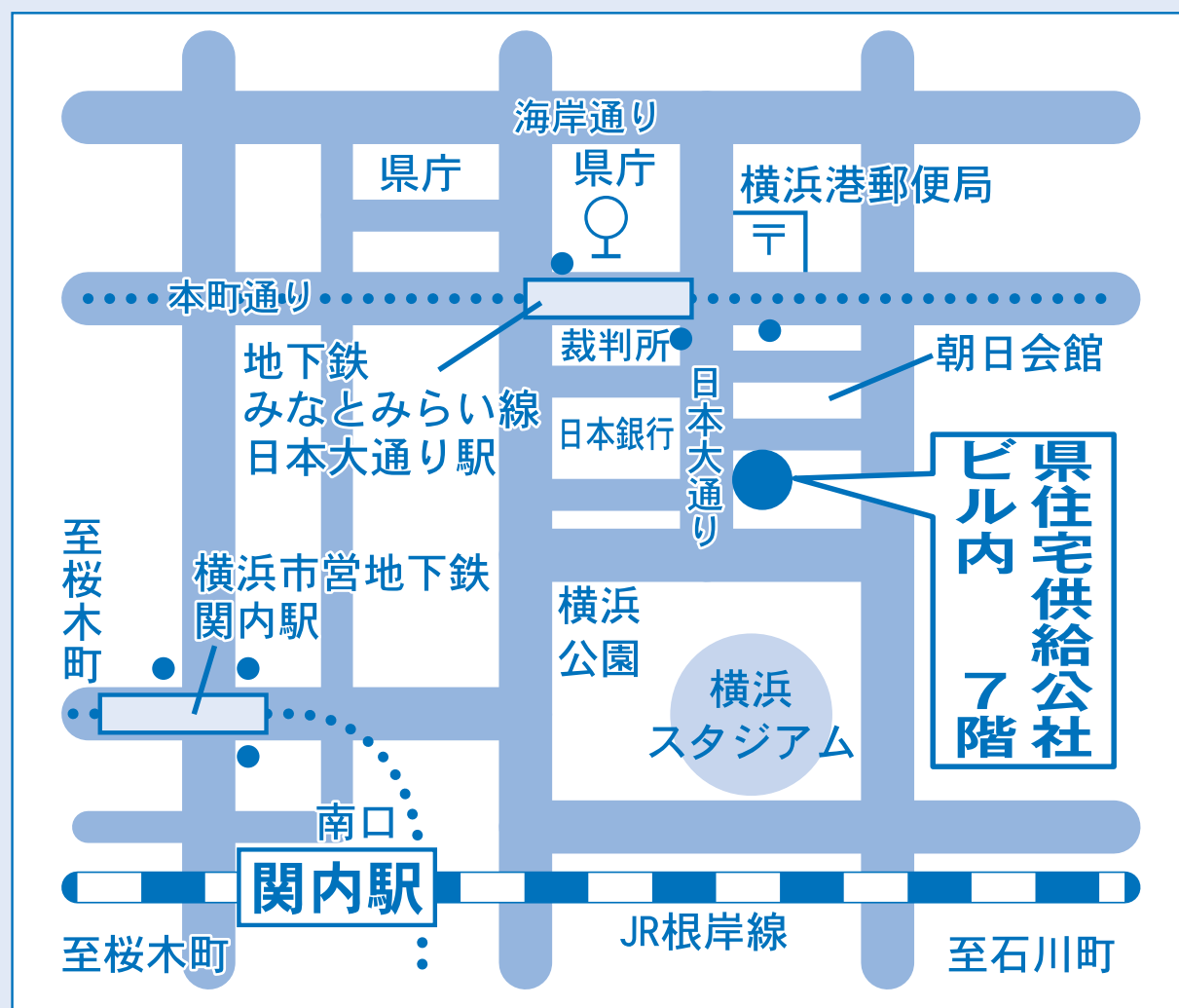
本部

〒231-8613 横浜市中区日本大通 33 県住宅供給公社ビル 7 階

(一社)かながわ土地建物保全協会

TEL 045-201-3673 入居者募集担当
(FAX045-201-8405)

受付時間: 平日 8 時30分～17時30分(土曜・日曜・祝日を除く)



交通

JR 関内駅南口下車徒歩 8 分

横浜市営地下鉄関内駅(1 番出口)下車徒歩 8 分

みなとみらい線日本大通り駅(2 番出口)下車徒歩 3 分

横浜市営バス日本大通り駅県庁前下車徒歩 5 分

今回の募集についてのお知らせは、インターネットのホームページでも見ることができます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28456.html>



神奈川県県営住宅(新築・あき家)

定期募集

11月

令和7年

募集のしおり

神奈川県住宅営繕事務所
(一社)かながわ土地建物保全協会

申込書配布期間

11月12日(水)～12月1日(月)

受付期間

11月14日(金)～12月1日(月)

(申込資格の基準日: 令和7年12月1日現在)

お知らせ

12月1日
消印まで有効

○一部の県営住宅について、子育て世帯向け住宅(入居期限付き住宅)として募集します。

○60歳未満の方も申込みできる一般単身者向け住宅(特定の資格なし)を、100戸募集します。

○現在県外にお住まいの方も、県営住宅にお申込みできます。
※第二次資格審査の際には、入居する方全員の住民票(外国籍の方は、在留資格のあるもの)を提出していただきます。

新築住宅54戸・あき家住宅746戸への入居者を募集します。
本しおりの定期募集のほかに常時募集(原則無抽選、先着順・募集戸数692戸)もあります。「常時募集のしおり」をご覧ください。



◎申込み資格を確認してください。

世帯向け住宅…12～13ページ

単身向け住宅…36～37ページ

以後、もくじに従って進んでください。

今回の募集についてのお知らせは、インターネットのホームページでも見ることができます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022/p28450.html>



◎今回募集する住宅（種類別）	1	ページ
◎申込みについて	2 ～ 3	ページ
◎申込みから入居まで	4 ～ 5	ページ
◎入居について	6 ～ 7	ページ
◎各種住宅について	8	ページ
◎今回募集する住宅（市町別）	9	ページ
◎入居収入基準（月収額）	10 ～ 11	ページ
◎世帯向け住宅の申込資格	12 ～ 13	ページ
◎世帯向け住宅の優遇制度	14 ～ 15	ページ
◎世帯向け住宅の申込書の記入例	16 ～ 17	ページ
◎募集住宅一覧		
1 一般世帯向住宅	18 ～ 30	ページ
2 子育て世帯向住宅（入居期限付き住宅）	31 ～ 34	ページ
3 身体障害者向住宅（車いす）	35	ページ
◎单身向け住宅の申込資格・優遇制度	36 ～ 37	ページ
◎单身向け住宅の申込書の記入例	38 ～ 39	ページ
◎募集住宅一覧		
1 高齢单身者向住宅	40 ～ 41	ページ
2 一般单身者向住宅	42 ～ 44	ページ
3 一般单身者向住宅（特定の資格なし）	45 ～ 46	ページ
◎住宅簡易間取り図	47 ～ 53	ページ
◎月収額の計算のしかた	54 ～ 61	ページ
◎常時募集実施のお知らせ	62	ページ
◎定期募集の再募集について	62	ページ
◎応募者相談コーナーのご案内	63 ～ 65	ページ

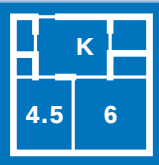
世帯向け住宅

单身向け住宅

その他

県営住宅とは

県営住宅は住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住宅です。このため県営住宅は他の民間住宅とは異なり、入居に際して公営住宅法、神奈川県県営住宅条例などにより収入基準をはじめとするさまざまな規定が設けられています。また、県営住宅の家賃は、入居世帯の収入額に住宅の様々な条件を加味して毎年決められています。この家賃制度によって、全ての入居者の方々に公平に負担していただいています。申込みにあたってはこの「募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。



今回募集する住宅（種類別）

県営住宅には、応募者の方の家族構成や状況などに応じて、次のような種類があります。

世帯向け住宅

住宅の種類		ページ 数	募集戸数		特定の資格	入居の 決定	優遇 制度 ※2
			新 築	あき家			
1	一般世帯向住宅 公営住宅 改良住宅	P18 P30	31	423	家族 2人以上 の世帯向けの住宅です。	抽選	優遇あり
2	子育て世帯向住宅 （入居期限付き住宅）※ 1	P31 P34	10	35	18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもと現在同居し、扶養している世帯向けです。		優遇なし
3	身体障害者者向住宅 （車いす）	P35	1	—	車いすを使用する 身体障害者手帳 1 ～ 4 級 をお持ちの方と同居する世帯向けの住宅です。	選考	優遇なし

※ 1 8ページ参照 ※ 2 14～15ページ参照

单身向け住宅

住宅の種類		ページ 数	募集戸数		特定の資格	入居の 決定	優遇 制度 ※4
			新 築	あき家			
1	高齢单身者向住宅 公営住宅	P40 P41	12	27	60歳以上 の单身の方。	抽選	落選優遇あり （あき家住宅）
2	一般单身者向住宅 公営住宅 改良住宅	P42 P44	—	161	单身者向けの住宅です。 ※ 3		落選優遇あり （あき家住宅）
3	一般单身者向住宅 （特定の資格なし）	P45 P46	—	100	单身者向けの住宅です。 特定の資格がなくても応募できます。		落選優遇あり （あき家住宅）

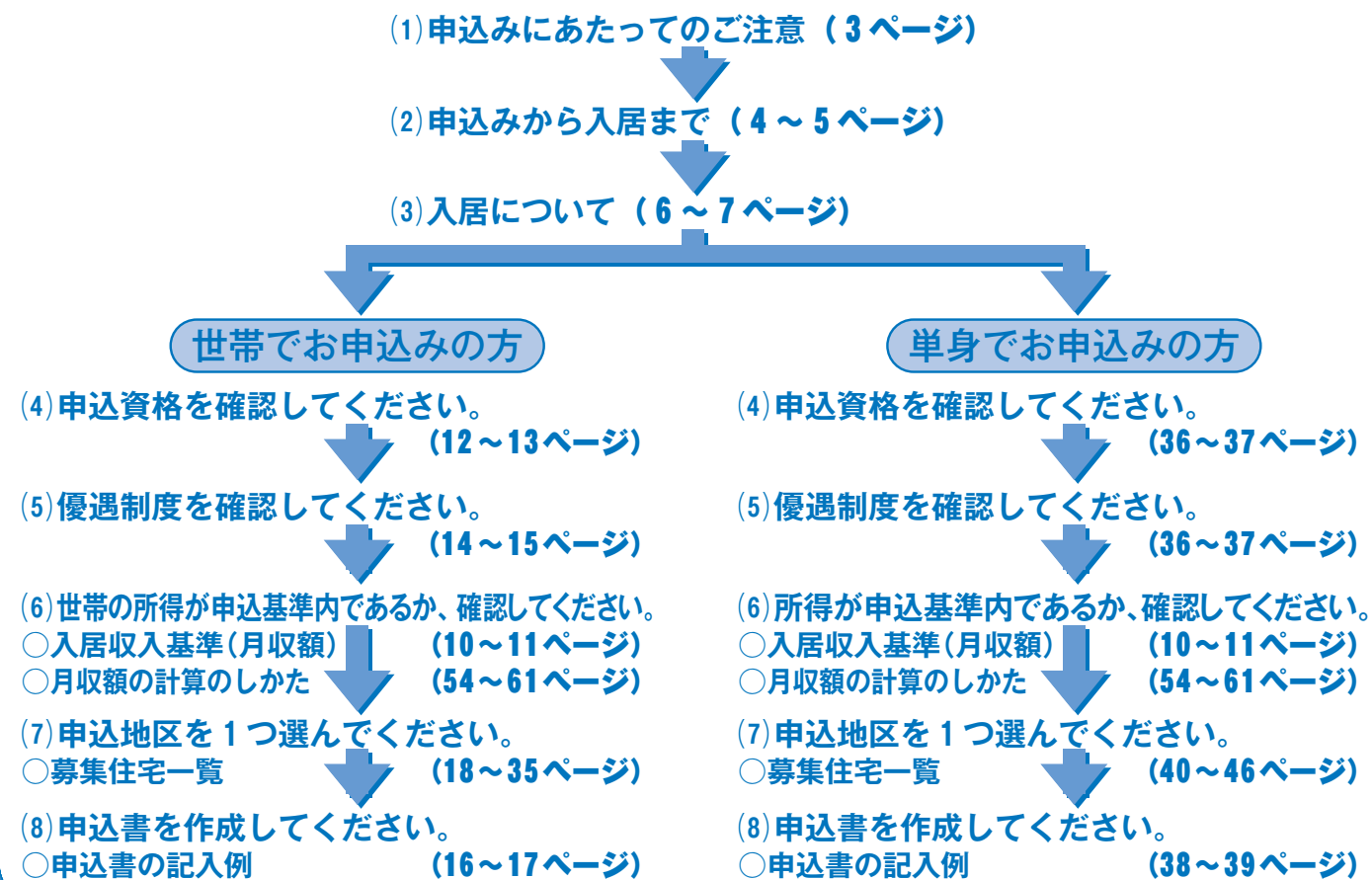
※ 3 36～37ページ参照 ※ 4 36～37ページ参照



申込みについて

1 申込みの流れ

申込みにあたっては、下記の順番にしたがって
それぞれの内容をよくお読みください。



特 記 事 項

- 令和7年4月1日現在、千丸台アパート(1～9号棟、12～14号棟)、久末アパート(12号棟)、鶴ヶ丘アパート・テラス(1～3号棟)、では住居内の天井等に、河原町高層アパート(4、6、8号棟)では通路の天井等にアスベストを含有する建築材料が吹き付けられていることを確認していますが、既に除去や囲い込み等の対策工事を実施済みです。また、平成29年度に一斉点検を行いアスベストの飛散は無いことを確認しました。このほか、今回募集の県営住宅では、ベランダの隣室境のボード等にアスベストを含有する場合もありますが、いずれも通常の使用においては支障ありません。
(注) アスベスト(石綿)が要因となって、悪性中皮腫などを引き起こすことがあります。
- いちよう上飯田団地の一部は、新幹線に隣接していますので、防音サッシを使用しておりますが、屋外においては85ホン程度の騒音があります。
- スカイブルー湘南、富士見台ハイツ、サンハイツ渋谷、藤沢西部、藤沢駒寄ハイツ、菖蒲沢、石川ハイツ、ハイム相南、鶴間タウンハウス、ハイム桜ヶ丘、ハイムさがみの、ハイム立野、ハイム座間中谷、ハイム座間西原、ハイムくつがた、アメニティ座間、綾瀬寺尾ハイツ、寺尾本町ハイツ、寺尾西ハイムの各団地付近は、厚木基地の航空路の関係で飛行機の離着陸時に騒音があります。
- 平潟団地には、津波避難対策として、避難階段及び屋上手すりを整備してあります。
- アーバンヒルズ浦島は、国道1号線に隣接しているため騒音があります。
- 鶴ヶ峰あさがおハイツは、新幹線に隣接しているため騒音があります。
- ハイム桜台は障害者職業能力開発校の訓練棟が隣接しているため騒音があります。
- 平塚なぎさハイツの南側隣接地に防砂林があります。
- サン植木の北西に墓地が隣接しています。
- 萩園サンハイムの北西150mに茅ヶ崎美化センター(廃棄物処理場)があります。
- アメニティ名古屋の敷地の北側に工場が隣接しているため騒音があります。
- いちよう下和田ハイツ東棟、いちよう下和田アパート(高層)、平戸高層アパート、河原町高層アパートなどの団地の一部の棟では、ベランダが真東を向いており、BSアンテナを設置されてもBS放送を見ることができません。(BS人工衛星の位置により、電波を受信できないためです。)詳細は、入居時に管轄の指定管理者へお問い合わせください。
- 藤沢駒寄ハイツの近くで牛を飼っておりますので多少においがします。

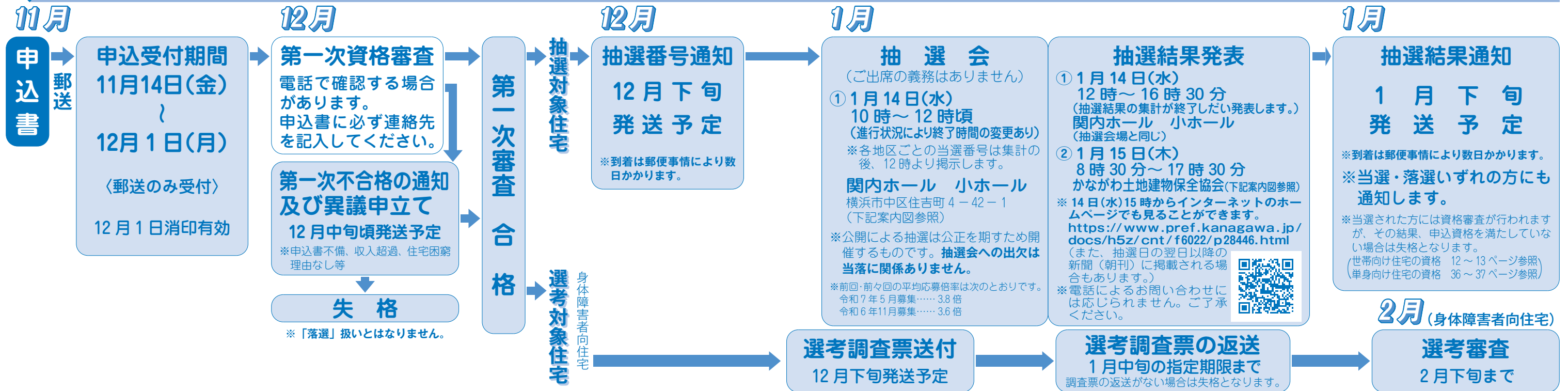
2 申込みにあたっての注意

- 申込書は1世帯につき1通に限ります。1世帯で2通以上の申込書を提出した場合、または同一の氏名を2通以上の申込書に記載した場合には、申込者や世帯の構成、人数を変えても、それらの申込みはすべて無効となりますのでご注意ください。
- 申込みは郵送(12月1日消印まで有効)でのみ受け付けます。持参による申込みは、一切受け付けておりません。※メール便など郵便の消印のないものは受け付けできません。郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。余裕をもってお申込みください。受付期間の最終日は特にご注意ください。
- 申込書、その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、失格になります。
- 申込書の家族欄に記入されていない方は入居できません。ただし、申込み後に出生した子は入居可能です。なお、入居する時に同居する家族が変更になるときは、入居を取り消します。
- 受付後、希望地区の変更及び提出書類の返却はできません。
- 住宅(持ち家)のある方は申込みません。同居しようとする方に住宅(持ち家)がある場合も同様です。ただし、現在持ち家を売却中の方はご相談ください。
- 申込書には、収入証明書類を添付する必要はありません。第二次資格審査時に、入居する方全員の住民票、収入証明書類、その他必要書類を提出していただきます。
- 抽選番号通知および抽選結果の発送に切手が必要となります。必ず110円切手2枚を同封してください。
第一次不合格の方には110円切手1枚を返送いたします。
- 申込資格に関する基準日はすべて令和7年12月1日となります。
- 仮当選後の第二次資格審査の際には、すべての仮当選者に審査会場までお越しいただきます。
- すべての入居決定者には、入居手続き前に、入居指定された住宅の下見をしていただきます。
- 入居手続・入居説明会は、手続・説明会場までお越しいただきます。
- 当選された方の入居時期は令和8年4月1日以降(子育て世帯向住宅は令和8年3月24日以降)となります。(住宅によって異なります。)
- あき家住宅への入居について
神奈川県では、なるべく多くの方に入居していただけるように、申込書配布以降あき家となる住戸を予想して募集戸数を設定しています。〔あき家入居登録制〕といひます。したがって、当選された方でもあき家が発生しなければ、すぐに入居できない場合があります。また、有効期限(令和8年8月1日)までにあき家が見込みどおり発生しないときは、当選が無効となります。

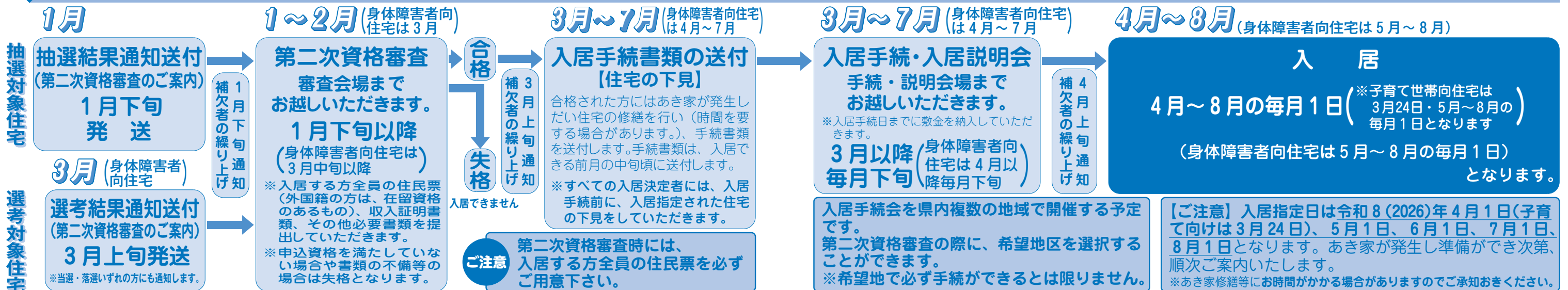


申込みから入居まで

1 申込みから抽選まで ※選考対象住宅(身体障害者向住宅)については第一次審査後の日程が異なります。



2 当選から入居まで (選考対象住宅については、当選通知が3月上旬になります。)



抽選会場及び抽選結果発表場所案内図

① 関内ホール 小ホール

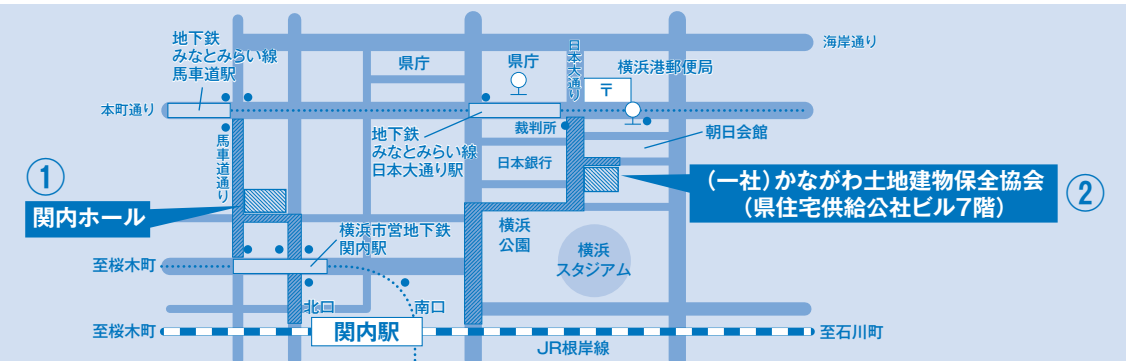
所在地：横浜市中区住吉町4-42-1

※横浜市営地下鉄「関内」駅9番出口から徒歩3分・JR「関内」駅北口から徒歩5分
みなとみらい線「馬車道」駅5番出口から徒歩5分

② (一社)かながわ土地建物保全協会

所在地：横浜市中区日本大通33 県住宅供給公社ビル7階

※みなとみらい線「日本大通り」駅2番出口から徒歩3分・JR「関内」駅南口から徒歩8分・横浜市営地下鉄「関内」駅1番出口から徒歩8分・横浜市営バス「日本大通り駅・県庁前」下車徒歩5分





入居について

1 入居者の費用で行う設備の設置等について

○ 入居者ご自身が設置する設備等について

一部の住宅には、風呂釜、浴槽、多くの住宅には、換気扇、カーテンレール、網戸、インターホンが設置されていません。入居者ご自身の費用負担で取り付けてください。なお、エアコン、ガスコンロ、各居室の照明器具、湯沸し器の設置された住宅はありません。

● 風呂釜、浴槽、湯沸し器の設置

一部の住宅では、風呂釜、浴槽、湯沸し器の設置及び退去時の撤去を入居者ご自身の費用負担で行っていただきます。(設置時の費用はおおむね25～30万円程度。)

● エアコンの設置

エアコンは必要に応じて、入居者ご自身の費用負担で設置及び退去時の撤去をしていただきます。エアコンを設置する際にエアコン専用コンセントがない場合のエアコン専用コンセントの設置等についても入居者ご自身の費用負担で設置及び退去時の撤去をしていただきます。(エアコン専用コンセント設置時の工事費用はおおむね2～4万円程度。)

※ 居室によっては、エアコンが設置できない部屋(窓用エアコンの設置が可能な場合があります)があります。

● 風呂釜、浴槽、湯沸し器やガスコンロなどの機器費及び設置費用について、信販会社の審査の上、分割払い(ショッピングクレジット)のお申込みが可能な場合があります。

○ 入居時費用の貸付金について

入居時に必要となる費用の用意ができない場合、生活福祉資金等の貸付金が受けられる場合がありますので、詳しくは、各市町村の社会福祉協議会まで、お問い合わせください。

○ 入居される住宅の修繕の状況

募集する住宅は、新築住宅を除き前の入居者が退去した住宅(畳の表替え、ふすまの張替え、破損部分の修繕を退去者負担で実施)を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただくものです。新築のような(または新築のようにリフォームされた)状態ではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、県営住宅は、建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部修繕できない箇所もあります。

2 入居手続

1 敷金は、家賃の2ヶ月分を入居手続までに納入していただきます。なお、収入が著しく低額である方については敷金の減免制度がありますので、入居手続時に申請書の提出が必要です。

2 収入が著しく低額である方及び障害者、高齢者、母子・父子家庭などの世帯については家賃の減免制度を利用できる場合がありますので、入居手続時にお申出ください。

3 入居手続時に「緊急連絡先登録届」を提出していただきます。

4 別途通知する入居指定日から原則として15日以内に入居していただきます。

5 入居後、15日以内に「県営住宅入居完了届」と「世帯全員の住民票」を提出していただきます。

3 入居にあたっての注意事項

1 県営住宅では動物の持込及び飼うことを禁止しています。
(盲導犬などについてはご相談ください。)

2 駐車場について、あき家住宅は入居後利用申込みをしていただき空区画がある場合のみ使用が可能です。ただし※使用資格要件がございますので、詳しくはお問い合わせください。なお、駐車場の抽選に落選した場合、空区画がない場合又は、使用資格要件に該当がない場合は民間駐車場をご自分で確保してください。団地内は指定場所以外は駐車禁止ですので、違法・迷惑駐車を絶対にしないでください。

※使用資格要件…… 使用者は名義人又は、同居人であり自動車運転免許証を所有していること。
自家用車であること。自動車寸法＝全長：5.0 m以下、全幅：1.8 m以下等
(法人名義、他人名義の車両でも、一部使用できる場合がありますので、当選後ご相談ください。)

3 県営住宅団地内では、他の居住者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止しています。

4 共益費(階段灯、共同水道、外灯、集会所、給水ポンプ及びエレベーターなどの電気料金並びに浄化槽の清掃に関する費用等)は、入居者負担になります。共益費は、自治会において金額が決定されます。(自治会によって異なりますが、月々3,000円程度)令和7年7月から一部団地では県により金額決定及び徴収を行います。

5 退去時には畳の表替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの取替えなどを退去者負担でしていただきます。畳の表替えとふすま・障子の張替えは、入居の期間にかかわらず必ず行っていただきます。

6 入居後、毎年収入額の調査があり、それにもとづき翌年の家賃が決定します。

7 家賃を滞納した場合、入居名義人に催告を行い請求します。

8 入居してから3年を経過した後に入居収入基準(月収額)を超えるときは、住宅の明渡しの努力義務が生じます。また、収入額の調査において「高額所得者」に該当する収入があると認められるときは、一定の期間を定め、住宅の明渡し請求をします。

9 身体障害者向住宅において、身体障害者が死亡したり退去した場合は、その住宅を1年以内に明渡ししていただきますが、ほかに適当な移転先が見つからない入居者には同等団地の県営住宅に転居していただくことがあります。



各種住宅について

1 子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)について

1 子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)とは

子育て世帯向住宅(入居期限付き住宅)は、子どもの養育における負担が大きい子育て世帯に対して、低廉な家賃で子育てに適した住宅を一定期間提供することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てのできる環境づくりを住宅面から支援することを目的としています。

※県では健康団地の取組として、子育て住宅を設定しました。従前からの子育て住宅とあわせ募集します。

2 入居資格

現在同居し、扶養している**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども**がいる世帯。

3 入居期間

入居期間は10年間で、入居期間満了時には退去となります。

4 入居期間の延長

期間満了日に、同居し扶養する子どもが18歳未満の場合は、その事情が存続する間、5年若しくは扶養する子どもが18歳となる年度の3月末日のいずれか短い期間に限り、入居期間の延長をすることが可能です。

5 退去時の居住の安定確保

入居期間が5年以内に満了する入居者で公営住宅入居資格がある方については、他の県営住宅(子育て世帯向住宅以外)に応募することが可能です。

<具体例>

子どもの年齢 月 日	小学校就学前					小学校						中学校			高等学校																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
月 日						4 / 1						3 / 31	4 / 1		3 / 31	4 / 1		3 / 31																			
入居要件	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもと現在同居し、扶養している方																																				
	月収額214,000円以下																																				
	その他一定の要件あり																																				
具体例	◎入居（0歳で入居した場合）																		◎入居期間延長（一定の要件あり）			◎入居期間延長（一定の要件あり）			◎入居（18歳の年度で入居した場合）												
	入居期間10年																		入居期間5年			入居期間3年			退去			退去									
																		※入居期間延長不可																			

2 トータルリモデル住宅について

トータルリモデル住宅とは、室内の全面的改装を行い、手すりの取り付け及び段差の解消(バリアフリー化)、浴室・トイレ・台所の設備改善、外部にエレベーターを設置するなどのリフォームを行った住宅です。

3 住戸改善工事済住宅について

住戸改善工事済住宅とは、室内の部分的改善を行った住宅です。(主な改善) 玄関: インターホン・ピッキング対策鍵・レバーハンドルの玄関扉、トイレ: 手すり、台所: 床、給湯設備、浴室: ユニットバス・リモコン・手すり・シャワー・折れ戸、バルコニー: 給排水設備・コンセント(外部洗濯機用)

※住宅によって改善箇所が異なります。



今回募集する住宅(市町別)

世帯向け住宅 (掲載ページ一覧)

単身向け住宅 (掲載ページ一覧)

住宅の種類 市 町	1 一般世帯向 住 宅	2 子育て世帯向 住 宅 (入居期限付き住宅)	3 身体障害者向 住 宅 (車いす)	1 高齢単身者向 住 宅	2 一般単身者向 住 宅	3 一般単身者向 住 宅 (特定の資格なし)
横 浜 市	P19~P23・P30	P32・P34	—	P40~41	P42	P45
川 崎 市	P23~P24	P32・P34	—	P41	P42~P43	P45
相模原市	P24~P25	P32	—	P41	P43・P44	P45
横須賀市	P25~P26	P32・P34	—	P41	P43	P46
平 塚 市	P26	P34	—	P41	P43・P44	—
藤 沢 市	P26~P27	P34	—	P41	P43	P46
小田原市	P27	P32	—	P41	P43	P46
厚 木 市	P27~P28	P34	—	P41	P43	P46
大 和 市	P18・P28	P31	—	P40・P41	P43	P46
鎌 倉 市	—	—	—	—	—	—
茅ヶ崎市	P29	P33	—	—	—	—
逗 子 市	P29	P33	—	—	—	—
三 浦 市	P29	—	—	—	P43	P46
秦 野 市	P29	—	—	—	P43	P46
伊勢原市	P29	P33	—	P41	—	P46
海老名市	P29	P33	—	—	—	—
座 間 市	P29~P30	P34	—	—	—	—
綾 瀬 市	P30	—	P35	—	—	—
葉 山 町	—	—	—	—	—	—
寒 川 町	P30	—	—	—	—	—
二 宮 町	P30	P33	—	—	—	—
山 北 町	—	—	—	—	—	—
愛 川 町	—	—	—	—	—	—